※手続きの際には届出者の本人確認書類をご提示ください。

# 軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書
（原動機付自転車・小型特殊自動車）

令和　　年　　月　　日
富士吉田市長　殿

つぎの

記入例

住民登録地の住所を記入してください。

| 申告の理由 | | 別 | | 標識番号 | |
|---|---|---|---|---|---|
| 新　規 | 変 | 付自転車 | 小型特殊自動車 | | |
| ☑ 購入<br>（新車・中古車）<br>☐ 譲受け<br>☐ 転入<br>☐ その他<br>（　　） | ☐ 所有者<br>☐ 使用者<br>☐ 住所<br>☐ 標識番号<br>☐<br>（ | ☑ 第一種　(0.05L又は0.6kW以下)<br>☐ 第二種 乙　(0.09L又は0.8kW以下)<br>☐ 第二種 甲　(0.125L又は1.0kW以下)<br>☐ ミニカー | ☐ 農耕作業用<br>☐ その他<br>（　　） | 納税義務発生年月日 | 令和　　年　　月　　日 |
| | | | | 旧標識番号 | |

該当する箇所にチェック☑してください。

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 納税（申告・報告）義務者 所有者 | 住所又は所在地 | 〒 4 0 3 - 8 6 0 1<br>富士吉田市下吉田六丁目1番1号 | | | |
| | （フリガナ）氏名又は名称 | フジ　タロウ<br>富士　太郎 | | | |
| | 生年月日 | 明・大・昭・平・令50 年 12 月 1日 | 電話番号 | 0555-22-1111 | |
| 使用者 | 住所又は所在地 | 〒 □□□-□□□□<br>☑同上 | | | |
| | （フリガナ）氏名又は名称 | ☑同上 | | | |
| | 生年月日 | 明・大・昭・平・令　年　月　日 | | | |
| 届出者 | 住所又は所在地 | □同上<br>富士吉田市上吉田二丁目〇番〇号 | | | |
| | （フリガナ）氏名又は名称 | フジザクラモーター<br>□同上<br>富士桜モーター | | | |
| | 生年月日 | 明・大・昭・平・令　年　月　日 | 電話番号 | 0555-〇〇-××××　　0555-〇〇-××× | |
| 業者提出者 | 住所 | 富士吉田市上吉田三丁目△番△号 | | | |
| | （フリガナ）氏名 | ヤマナシ　イチロウ<br>山梨　一郎 | 生年月日 | 大・昭・平・令<br>45年　3月 | |

生年月日・電話番号も忘れずに記入してください。

納税義務者本人以外が手続きされる場合は届出者欄に記入してください。

届出者が業者様の場合は、提出者個人についても記入してください。頻繁に来庁される業者様でも、毎回本人確認が必要となりますので、必ず本人確認のできる身分証明書をお持ちください。

| | | |
|---|---|---|
| 所有形態 | 1．自己所有　2．所有権留保　3．商品車　4．リース車<br>5．その他（　　） | |
| 主たる定置場<br>※（ ）内は旧主たる定置場所在の市町村名を記入 | 1．左記所有者の住所又は所在地と同じ　（　　）<br>2． | |
| 車 | | |
| ホンダ | 年式 | |
| 車台番号 | 型式認定番号 | 総排気量又は定格出力 |
| AB10-1234567 | | 49 cc<br>kw |

住民登録地が富士吉田市ではない場合は、こちらに現在の居住地を記入してください。あわせて下記の書類が必要です。
・住民登録地の確認書類（住民票、運転免許証等）
・居住地の確認書類（氏名・住所記載の賃貸借契約書、公共料金の領収書等）

販売・譲渡証明書

上記原動機付自転車・小型特殊自動車を販売又は譲渡したことを証明します。
令和　〇　年　〇　月　〇　日

住所又は所在地　富士吉田市上吉田二丁目〇番〇号
氏名又は名称　富士桜モーター
電話番号　0555-〇〇-×××

この欄が空欄のときは、別途「販売証明書」または「譲渡証明書」が必要となります。

※登録者が18歳未満の場合　親権者等が下記を記載してください。

税義務者となり原動機付自転車等を登録することに同意します。

氏名

【納税義務者と届出者が異なる場合、下記の内容を確認し、チェックしてください。
☑ 届出者は納税義務者の承諾を得て、この申告を行っています。
（虚偽の申告又は報告をしますと、地方税法第十三条の二十により処罰される場合があります。）

納税義務者と届出者が異なる場合は内容を確認の上、チェックしてください。

本人確認
（1点確認）☐住基カード（顔写真付き）　☐パスポート　☐在留カード　☐障がい者手帳　☐その他（　　）
（2点確認）☐各種医療受給者証　☐その他　／　C：☐診察券　☐預金通帳　☐キャッシュカード　☐クレジットカード　☐その他
※A・B・C　同一種類　異なる種類　から2種類は不可

虚偽の申告又は報告をしますと、地方税法第十三条の二十により処罰される場合があります。